

広田村農業振興地域整備計画書

平成 13 年 3 月

愛媛県伊予郡広田村

目 次

第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 土地利用の方向
 - ア 土地利用の構想
 - イ 農用地区域の設定方針
 - (2) 農業上の土地利用の方向
 - ア 農用地等利用の方針
 - イ 用途区分の構想
- 2 農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 土地基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・ 4
- 2 土地基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・ 4
- 4 他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の

農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ
総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 中核的農家の農業経営の目標
 - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ
総合的な利用の促進を図るための方策・・・・・・・・ 6
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・ 6

第4 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向・・・・・・・・・・ 7
- 2 農業近代化施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・ 8

第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標・・・・・・・・・・ 8
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策・・・・・・・・ 9
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・ 9

第6 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標・・・・・・・・・・ 9
- 2 生活環境施設の整備計画・・・・・・・・・・ 9
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・ 10
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連・・・・・・・・・・ 10

第7 附 図・・・・・・・・・・ 別添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 土地基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（附図3号）
- 4 生活環境施設整備計画図（附図3号）

別 記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域・・・・・・・・・・ 11
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- (2) 用途区分・・・・・・・・・・ 26

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は、愛媛県のほぼ中央に位置し、東経 132 度 47 分、北緯 33 度 37 分にあり、県都松山市より西南に約 30km の地点にて、伊予郡の西南端に位置し、東南に上浮穴郡久万町、南に小田町、内子町、西に中山町、北に砥部町と、その中に囲まれた総体的な峡谷型山村である。

河川は、肱川水系小田川支流玉谷川が北に源を発し南流しており、6本の支流が東西から山岳を縫って玉谷川に流れている。

地質は、長瀨変岩が山村の約 1/3 を占め礫岩砂岩が北辺一帯に分布し、急傾斜地と軟弱な地質により、地すべり地帯が多く、面積の 2/3 以上が指定地となっている。

土性は、壤土、砂壤土であるが、一部に火山土壌が散在している。平均気温 15.6℃、最低－6℃で寒気の差が甚だしく、冬期には積雪を見る。降水量は、年間 1,800mm 程度であり、耕地の平均標高は 300～500mが多い。

総面積 4,437ha の内、耕地面積 285ha で耕地率 5.3%、水田 73ha、畑 54ha、樹園地 108ha で将来の他用途土地利用の方向は、低生産性の山間棚田等は、樹園地又は山林化し、飛地等で地味豊かな畑地等へは農道等の開設により、生産基盤の整備等につとめ農用地の確保をはかる。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林原野		住宅地		工場用地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(11年)	235	5.3	5	0.1	3,861	87.0	30	0.7	—	—
目標	220	5.0	3	0.1	3,870	87.2	32	0.7	3	0.1
増減	△15		△2		9		2		3	

その他		計	
実数	比率	実数	比率
306	6.9	4,437	100.0
309	6.9	4,437	100.0
3		0	

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内における現況農用地 235ha の内、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地 184ha について農用地区域を設定する方針である。

次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
満 穂 地 区	満 穂	2	—	2	
篠 谷 地 区	篠 谷	2	—	2	
玉 谷 地 区	玉 谷	3	—	3	
大 内 野 地 区	大内野	5	—	5	
中 野 川 地 区	中野川	5	—	5	
高 市 地 区	高 市	19	—	19	
総 津 地 区	総 津	4	—	4	
多 居 谷 地 区	多居谷	6	—	6	
仙 波 地 区	仙 波	5	—	5	

a 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 9 該当農用地面積 11ha

b 自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

地域内全般に介在する飛地及び日照時間の少ない低生産農地

約35ha

c その他

中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅、公園の建設等）に伴って拡張の対象となる総津、高市、玉谷集落 約5ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち(7)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、また、隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及びおおむね次に掲げる農業用施設用地について農用地区域を設定する方針である。

単位：ha

農業用施設の名称	位置（集落名）	面 積	農業用施設の種類
上尾ブロイラー団地	広田村 玉谷	2	ブロイラー
計		2	

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

当地域の山林については、地形的に農用地として適さない所が多く、農用地区域の設定はしない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地の効率的土地利用による経営可能規模を確立し、農業生産目標を達成するため、農用地の土地及び自然条件に基づき、作物別団地を形成するよう生産方針の整備誘導を図る。水田 67ha の内、65ha を水田区画の整備を行いながら省力栽培に努める。その他水田 2ha は、樹園地等に、普通畑 52ha の内 2ha は樹園地に転換する。

単位：ha

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			山林 原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
広 田 地 区	184	184	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	186	186	—	—
計	184	184	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	186	186	—	—

イ 用途区分の構想

野菜、畜産、しいたけを主幹作目として振興を図り、補幹作目として米、粟等を中心として推進する。

- (1) 村内既存水田の内、日照、水利等管理栽培条件の良い水田 65ha は水田として確保し、残り 2ha の水田は樹園地（栗・ゆず）の集団化と生産基盤の整備を行い利用する。
- (2) 村内既存普通畑のうち区画、傾斜等管理栽培条件の良い畑 50ha は、普通畑として野菜等に確保し、残り 2ha は樹園地（栗・ゆず等）の団地化を図る。
- (3) 既存の樹園地 65ha は、栗・ゆず等として確保し、それぞれが集団化するように推進し、複合経営で農家経営の安定をはかる。
- (4) 既存の農業用施設用地 2ha は、畜産（ブロイラー）を主として隣接する農地を農業用施設用地として畜産の団地化を推進し、将来立地条件上、畜産団地として利用することが理想的である。

2 農用地利用計画

別記、記載のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 土地基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の方向は、現今の技術革新に対応した機械化農業の基盤を作ることにあると考えられる。しかし、本村の立地条件は、前述の如く、水田はほとんど棚田であり、然も急傾斜地の小区画にて農業基盤の現状が農業生産を著しく阻害し、過重労働を強いる大きな要因となっている。そこで、急傾斜地農業に最も必要な農道や水路等の整備を行うことによって低コスト農業確立を図る。

2 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農道整備	新設舗装 L=200m W=3.0m	A-3	1.0ha	1	(下林線)
農道整備	新設舗装 L=300m W=3.0m	A-4	2.0ha	2	(かじく線)
圃場整備	区画整備 田1区画 30~50a	A-4	2.0ha	3	落橋・かじく
農道整備	新設舗装 L=300m W=3.0m	A-7	2.0ha	4	(日野線)
灌漑用水整備	水路整備 L=680m	A-8	1.5ha	5	(里地地区) 山村振興農林 漁業対策事業
灌漑用水整備	水路整備 L=1,000m	A-8	4.0ha	6	(上久保地区) 山村振興農林 漁業対策事業
農道整備	新設舗装 L=200m W=3.0m	A-8	1.0ha	7	(河本線)
農道整備	新設舗装 L=700m W=3.0m	A-8	7.0ha	8	(上久保線)
農道整備	新設舗装 L=100m W=3.0m	A-9	1.0ha	9	(谷川線)
農道整備	新設舗装 L=500m W=3.0m	A-9	2.7ha	10	(鴨滝線)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本村の平成10年度の林内道路既設延長は、約 100,000m、作業道密度は 26.26m/ha と整備が進んでいるが、今後も森林管理及び農林産物輸送のため、一層の農林道網の一体的整備を促進する。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の

農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ

総合的な利用に関する誘導方向

(1) 中核的農家の農業経営の目標

本村の農業は、自然的条件から見て複合経営の営農類型が想定される。今後における農業生産の維持増進を図るためには、中核農家をこれからの新しい農家の担い手として確保する事が必要である。

今後、種々な条件から農業を営めない農家の離農対策、小規模農家の農地吸収等により農用地が専業農家の規模拡大に資するよう誘導斡旋、農地交換等を農業委員会が中心となり自立経営農家の方向へ誘導し、実施するための啓蒙を行う。経営規模の縮小に連なる遺産相続、分家等は極力さけるよう指導して経営規模拡大の方向へ誘導する。

	営農類型	目標規模	作目構成 (ha)	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個人経営	たばこ+野菜+米 複合経営	水田 0.6ha たばこ 0.8ha 野菜 0.6ha	水稲 (0.6ha) たばこ (0.8ha) キャベツ きゅうり } (0.6ha) トマト	3	0.5ha
	野菜+米 複合経営	水田 1.0ha 野菜 0.6ha	水稲 (1.0ha) ほうれん草 きゅうり } (0.6ha) トマト	6	0.8
	野菜専作	野菜 1.1ha	キャベツ きゅうり } (1.1ha) ほうれん草 トマト	7	1.1
	野菜+イモ類 豆類+米 複合経営	水田 0.5ha 野菜 0.9ha イモ類 0.2ha 豆類 0.2ha	水稲 (0.5ha) ほうれん草 キャベツ } (0.9ha) インゲン サツマイモ (0.2ha) 大豆 (0.2ha)	4	0.6
	施設園芸	施設園芸 0.5ha	トルコ桔梗 (0.5ha)	2	0.3
	施設野菜+施設園芸 +米 複合経営	水田 1.0ha 施設野菜 0.25ha 施設園芸 0.25ha	水稲 (1.0ha) トマト (0.25ha) トルコ桔梗 (0.25ha)	3	0.5
	雨よけトマト+米 複合経営	水田 1.0ha トマト 0.3ha	水稲 (1.0ha) トマト (0.3ha)	5	0.8
協業経営					

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

栗園、桑園の荒廃防止、水田農業確立対策に係る転作物の団地形成に対処するため、各集落に集落の立地条件に基づいた農用地利用の調整機能を持たせることが急務となっており、気運の高まった集落より育成指導を図る。また、意欲的に農業に取り組む農家へ農地利用を集積するため農地のあっせん、利用権の設定及び農作業の委託を推進する。

	農用地等の 流動化	農作業の 受委託	農作業の 共同化	耕地利用率	裏作導入
	ha	ha	組織・戸	%	ha
現在(11年)	37.9	—	1	100	—
16年	40.2	—	3	100	—
21年	42.5	—	5	100	—

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ

総合的な利用の促進を図るための方策

1. 農業委員会は、地域農家の経営概況、就業状況、意向等を各農業委員より状況連絡を受けることにより常に把握し、農家台帳の整備を図る。
2. 農地法、農振法、広田村農地移動適正化幹旋基準及び税制等について各農家に集落座談会、広報誌等を通じて趣旨の周知徹底を図る。
(農地等の権利移動に関する幹旋対象範囲)
 - 1 その農業経営には、専ら又は主として、その農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員）がいること。
 - 2 その者が現に農業に従事している農業経営の経営主であるか、農業後継者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - 3 その者が農業経営の経営主であって、おおむね60才以上であるときは、その経営者が現に農業に従事しているか、又は近くに従事する見込みがあると認められること。
 - 4 その農業経営者における当該農用地等の権利取得後の経営面積(農業生産法人にあってはその経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯数で除した面積、養豚経営又は養鶏経営に係る施設の用に供される土地にあたっては飼養規模)が、作目及び経営形態別に、広田村における農家の平均の経営面積を超えること。
 - 5 取得する農用地等は広田村農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると見込まれる者であること。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

近年、農業者の高齢化と後継者不足により、山裾の生産性の低い田・畑は急速に荒廃すると予想される。土地の有効利用及び農地の荒廃防止のため、本村の特産品である椎茸の原木となるクヌギを重視した植林を促進する。

第4 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

作目	農業生産技術体系	農業生産分担	農業生産組織	流通加工
栗	病虫害防除、収穫時の機械化を進め、可能な範囲の省力化に努め、規模拡大及び生産拡大を図る。	農協～優良品種の育成、出荷調整、選果販売	団地ごとの生産組織の充実を図る。	農協一県経済連一京阪神市場
たばこ	共同堆肥場の充実、小型管理機による労働力の省力化、マルチ栽培による良質葉の生産等集团的生産組織の活用を図る。	たばこ耕作組合～育苗、本畑管理及び乾燥管理	たばこ耕作組合 たばこ耕作地の集団化、省力機械の導入等組織化を図る。	日本たばこ産業株式会社
稲作	土地基盤整備を推進し、共同栽培管理施設による小型農業機械化体系による省力化の方向に推進し、うまい米作りを図る。	農協～乾燥、貯蔵、調査	水田おおむね10haを単位とする共同組織を確立する。	農協一政府
ブロイラー	ブロイラー団地の整備を行い、労力の省力化に努め、生産の拡大を図る。	飼育～出荷	ブロイラー生産組合組織の形成をはかり飼育技術の向上を図る。	商社 農協一県経済連一センター
野菜	土地基盤整備を行い、施設野菜(雨よけハウス)を主とし並びに露地野菜と共に生鮮野菜の推進を図る。	複合経営の一作として生鮮野菜の出荷	農協の野菜生産組合の充実・育成を図る。	農協一青果市場
花木	土地基盤整備を行い、施設園芸を主とした生産拡大を図る。	農協～優良品種の育成・選別販売	生産組織の育成	農協一花き市場

(1) 広田地区

- (ア) 野菜については、全地域対象に施設と露地野菜として(トマト・ホウレン草・キャベツ・キュウリ)農協共販体制をとり、集団化の方向へ誘導する。
- (イ) 水田については、(満穂・玉谷・大内野・総津集落)4団地とし、経営面積目標0.5haとして、小型機械栽培系を確保し、集団化の方向へ誘導する。
- (ウ) たばこについては、(多居谷・高市)2団地とし、経営面積0.5～0.8haとして、堆肥場施設の充実を図り、集団化の促進を図る。
- (エ) 栗の団地目標は、(高市・総津・多居谷・中野川・仙波・玉谷集落)7団地を果樹広域濃密生産団地形成計画に基づき、経営面積0.5～1.0haを目標として、道路の新設等により、集団化の方向へ誘導する。
- (オ) ブロイラーについては、100,000羽の多頭化集団化の方向へ誘導する。
- (カ) 花木については、経営面積0.2～0.5haとして当面複合経営の一環として推進を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位 置 及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	対図 番号	備 考
		受益 地区	受益 面積	受益 戸数			
ため池整備	農業用貯水槽 満穂(本郷) 1基	A - 1	3.0ha	20戸	生産組合	①	集落環境 整備事業
農産物共同 集出荷施設	農産物予冷保冷施設 満 穂 1棟 150㎡	A - 1	10.0ha	20戸	生産組合	②	山村振興農 林漁業
農産物共同 集出荷施設	農産物予冷保冷施設 上久保 1棟 100㎡	A - 8	4.0ha	6戸	生産組合	③	

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業経営の合理化、農業構造の改善による農業生産力の増強と呼応し、農業従事者の他産業への就業を促進し、農家所得の安定・向上と農村安住化の促進を図る。

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市 町 村 内			市 町 村 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建 設 業	50	30	80	15	—	15	65	30	95
	製 造 業	6	12	18	—	15	15	6	27	33
	サ ー ビ ス 業	3	—	3	—	—	—	3	—	3
計		59	42	101	15	15	30	74	57	131
自 営 兼 業	建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	建 設 業	15	10	25	5	4	9	20	14	34
	製 造 業	7	8	15	—	—	—	7	8	15
	サ ー ビ ス 業	—	3	3	—	—	—	—	3	3
計		22	21	43	5	4	9	27	25	52
総 計		81	63	144	20	19	39	101	82	183

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業者等の意向調査を村及び農業委員会で行い、併せて就業の活動を行う。地元建設業が最大の就業の場ではあるが、農閑期（冬場）においては近隣市町村の製造業等を就業の場として農家所得の安定と農業従事者の安定を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の機能の多様性を理解し、除間伐の必要性や林業振興を図るための技術指導を拡充し、担い手を確保する。

第6 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

地域農業の近代的生産団地の整備と相まって健康で文化的な環境づくりを促進するため、住宅環境、道路環境、社会福祉施設、公園レクリエーション施設等を総合的に整備し、明るい住みよい村の建設を推進する。

(1) 集会所整備

集会所は、地域住民の研修、憩いの場として、住民のコミュニティの施設として重要な役割のある施設であり、老朽化した地域の施設の改築を図り、地域住民の研修、憩いの施設として整備を行う。

(2) 公園、レクリエーション施設の整備

健康で快適な娯楽の推進を図るため、公園、総合グラウンド等のレクリエーション施設を整備するなかで、満穂上尾、仙波嶽、権現山、立花城山、長曽池、千人塚、サレガ峠を中心に遊歩道、山の家等を整備し、自然休養村的な観光農業開発を推進する。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲		対 図 番 号	備 考
		関係集落番号	受益戸数		
簡易給水施設	中 野 川	A－6	15戸	1	
簡易給水施設	高 市(谷組)	A－9	5戸	2	
簡易給水施設	玉 谷	A－3	26戸	3	
集 会 所 施 設	仙 波	A－5	15戸	4	
簡易給水施設	篠 谷	A－2	19戸	5	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

快適な地域環境の形成のため、森林の役割は重要であり、その役割を阻害しないよう考慮した施設整備を図る。

第7 附 図

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 土地基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（附図3号）
- 4 生活環境施設整備計画図（附図3号）

別 記 農用地利用計画

（1）農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分